審　査　基　準

Ａ－ｊ―１

平成６年10月１日作成

法　　令　　名：	道路交通法施行令
根　拠　条　項：	第13条第１項
処 分 の 概 要：	緊急自動車の指定
原権者(委任先)：	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第39条（緊急自動車の通行区分） 道路交通法施行令第13条（緊急自動車）、第14条（緊急自動車の要件） 道路交通法施行規則第６条（通行区分の特例を認められる自動車）
審　査　基　準：	「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：	14日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先：	愛知県警察本部交通総務課企画係 電話（052）951-1611　内線5025
備　　考：	